## 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職 の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第二項第一号中「百二十三万五千円」を「百二十三万千円」に改め、 同項第二号中「百二十一万

千円」を「百二十万七千円」に改め、 同項第三号中「百二十一万千円」を「百二十万七千円」に、 「百六

万六千円」を「百六万三千円」に改め、 同条第三項中「百五十一万二千円」を「百五十万七千円」に、

百四十四万八千円」を「百四十四万四千円」に、「七十八万四千円」を「七十八万二千円」に改める。

第四条第二項中「三万五千三百円」を「三万五千二百円」に、「六万八千円」を「六万七千八百円」に

改める。

第七条の二ただし書中 「「百分の百六十」」を「「百分の百五十」」に、 「百分の百七十五」を「百分

の百六十五」に改める。

附則第三項中「九十二万三千円」を「九十二万円」に改める。

〇〇円」に、「一、〇六六、〇〇〇円」を「一、〇六三、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円」を「九三  $\bigcirc\bigcirc$ 〇円」を「一、五 $\bigcirc$ 七、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 〇円」に、「一、四四八、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円」を「一、四四四、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円」に、「 一、二三五、〇〇〇円」を「一、二三一、〇〇〇円」に、「一、二一一、〇〇〇円」を「一、二〇七、〇 別 表第一俸給月額の欄中「二、○七一、○○○円」を「二、○六五、○○○円」に、「一、五一二、○

八、〇〇〇円」に改める。

、九〇〇円」に、「三二九、八〇〇円」を「三二九、二〇〇円」に、「二九七、八〇〇円」を「二九七、 二、一〇〇円」に、「四〇六、六〇〇円」を「四〇五、五〇〇円」に、「三六六、九〇〇円」を「三六五 五六七、二〇〇円」に、「五三七、六〇〇円」を「五三六、一〇〇円」に、「五〇四、八〇〇円」を「五 〇三、四〇〇円」に、「四七三、三〇〇円」を「四七二、一〇〇円」に、「四四三、二〇〇円」を「四四 〇〇円」を「一、〇六三、〇〇〇円」に、「九四一、〇〇〇円」を「九三八、〇〇〇円」に改める。 別表第三俸給月額の欄中「六〇〇、五〇〇円」を「五九八、九〇〇円」に、「五六八、七〇〇円」を「 別 表第二俸給月額の欄中「一、二一一、〇〇〇円」を「一、二〇七、〇〇〇円」に、「一、〇六六、〇

三〇〇円」に、「二七四、六〇〇円」を「二七四、二〇〇円」に改める。

第二条 特別 職 の職員 の給与 に関する法 は律の一 部を次のように改正する。

第七 条 の二ただし 書 中 百百 分の 百四四 十 を 「百分の 百二十五」 に、 「百分の 百六十、 を 「百分の百

四十五」に改める。

特 別 職 の職 員 (の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 特 別 職  $\mathcal{O}$ 職員 の給与 に関する法律等 O\_\_\_ 部を改正する法律 (平成十七年法律第百十四号) *(*) 部を

次のように改正する。

附 則第四 条第 項 中 「受けてい た俸給月額」 の 下 に 「に百分の九十九・六八を乗じて得た額 (その 額に

円 未満 の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」 を加え、 同条第二項中 「受けてい た俸 給 月 額

の 下 に 「に百分の九十九・六八を乗じて得た額 (その額に一 円未満 の端数を生じたときは、 これを切 り捨

てた額) \_ を加え、 俸給月額 を 「俸給」 月額に百 分の 九十九 六八を乗じて得た額 (その 額に一円未

満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。」に改める。

附 則 第六条中 「第二条の 規定による改 正 後 を 「 特 別 職  $\mathcal{O}$ 職 員 の給与 に関い する法 律等  $\mathcal{O}$ 部を改 正 する

法律 (平成二十一年法律第八十七号) 第一条の規定による改正後」に、 「六万八千円」」 を「「六万七

千八百円」」に、 「「六万九千二百円」」を「「六万九千円」」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日) から施行

する。ただし、 第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(特定の秘書官の俸給月額の切替え)

2 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施行の「 日 (以下この項において 「施行日」という。) の 前 日において第一 条の規定による改

正 前  $\mathcal{O}$ 特 別 職  $\mathcal{O}$ 職員 の給与に関する法律附則第三 |項の規定により俸給月額を受けていた特別職の 職 員 の施

行日における俸給月額は、 内閣総理大臣が総務大臣と協議して定める。

(政令への委任)

3

前項に定めるもののほ か、 この法律の施行に関し必要な事項は、 政令で定める。

律案を提出する理由である。

般職の国家公務員の給与改定に伴い、 特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法